

IV 手 続

1 給水装置工事の施行承認（条例第5条第1項）

給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 工事の施行（条例第7条）

給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者が施行する。

- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 給水装置工事施行申請（承認）書による工事

1 新設工事

専用栓・共用栓・消火栓・共用管を新たに設ける工事。

2 改造工事

- (1) 給水管及び給水用具の口径又は管種を変更する工事。
- (2) 給水管及び給水用具の増設、又は撤去する工事。
- (3) 給水管及び給水用具の位置を変更する工事。
- (4) 配管工事が伴う給水用具の取替え工事。

3 撤去工事

不要になった既設の給水装置を、分岐箇所にて撤去（以下「分岐止め」という。）する工事をいう。
ただし、撤去工事の中には、既設管を他の給水装置工事で再利用し、分岐止めをしない場合もある。

4 分譲工事

開発行為等における道路舗装工事に先行して、給水装置の一部（配水管分岐箇所から宅地内第1止水栓までの給水管取出し）を施工するものをいい、舗装完了後の道路掘削を防ぐことを目的とする。

4 修繕工事

- 1 指定工事事業者は、水道使用者等から漏水修理等を依頼された場合には、その修繕内容を「給水装置修繕報告書」（様式32）により管理者に報告しなければならない。

新設・改造・撤去工事等と違い、緊急性があるために報告書での提出としているが、施工については適正な材料の使用、停滞水の起きない構造等、基本事項を遵守しなければならない。

2 提出書類

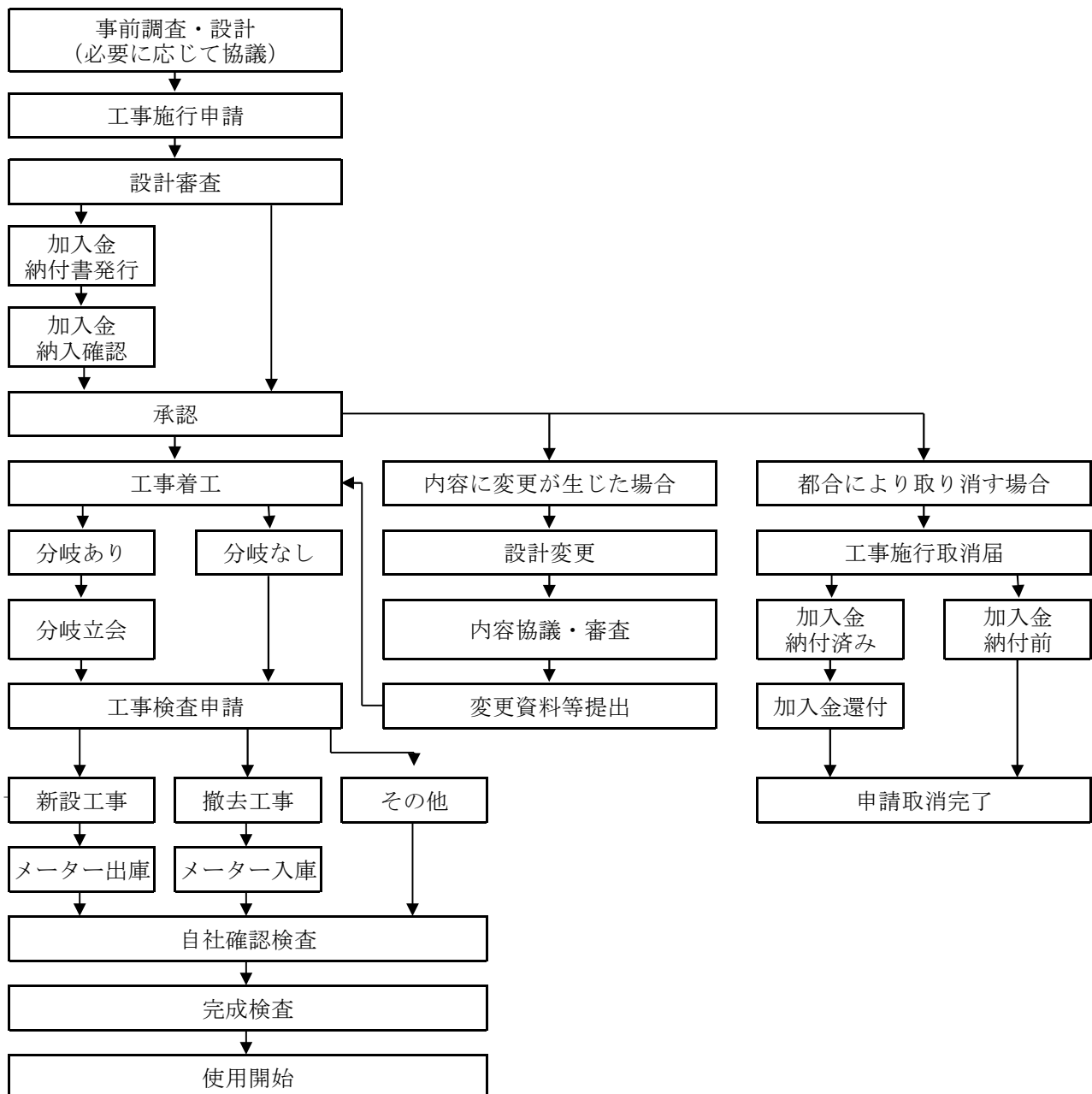
- (1) 「給水装置修繕報告書」に、修繕内容・配置図・修繕図を記入し、次の写真を添付し提出のこと。
- (2) 添付写真
 - ア 施工前・施工中・施工後
 - イ 施工材料
 - ウ 施工後の水道メーター指針

5 給水装置の軽微変更（施行規則第13条）

法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

6 給水装置工事の順序

1 工事申請から完成までの流れ



2 申請における留意事項

- (1) 申請業務は、指定工事業者が行わなければならない、その工事を指名された主任技術者が協議及び提出を行うこと。
- (2) 申請者は、給水装置の所有者でなければならない。
- (3) 給水装置工事は施行承認後、着工しなければならない。
- (4) 加入金の納付義務がある給水装置工事については、加入金納付済の領収書を管理者へ提示し、納入確認後、承認となる。
- (5) 設計審査・完成検査等に時間を要することから、日数に余裕をもって書類提出すること。
- (6) 給水装置工事の事前着工とならないよう、工事工程の適正な管理を行うこと。
- (7) 工事承認後、工事内容に変更が生じた場合は、速やかに管理者と協議しなければならない。
事前協議なく、工法等を変更し施工した場合、工事のやり直しを命じることがある。
- (8) その他、疑義がある場合は事前に協議すること。

7 給水装置工事の申込及び承認

1 提出書類

- (1) 「給水装置工事施行申請（承認）書」（様式8）
- (2) 「給水装置工事設計書・設計図」（様式9）

2 添付資料

- (1) 案内図（周辺状況が分かる地図等）
- (2) 地籍図（建物の形や水道メーターの位置が変更となる場合）

3 必要に応じ提出する書類

ア 給水装置工事に関する利害関係者からの同意

申込者が利害関係者からの使用に関する承諾が必要な場合は、給水装置工事施行申請（承認）書の使用承諾欄に当該利害関係者からの同意について、署名捺印する。

給水装置の新設等の承認（条例第5条第2項）

給水装置工事の申込みに当たり、管理者が特に必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

利害関係人の承諾書（施行規程第4条）

条例第5条第2項の規定により管理者が特に必要と認めるときは、次に定める必要な書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 他人の土地を通過し、又は他人の土地若しくは構造物内に給水装置を設置しようとするときは、当該土地又は構造物の所有者の使用承諾書
- (2) 他人の給水装置から分岐引用しようとするときは、当該給水装置の所有者の使用承諾書
- (3) 前2号に規定する承諾書を提出できないときは、申込者の誓約書

イ 水理計算書

ウ 道路等の占用申請手続き書類（国道・稲生川土地改良区のみ。）

エ 開発行為の場合、開発許可書・公共施設に関する協議の写し

オ 消火栓設置の場合、消防水利施設成立書等の写し

カ 私設消火栓設置の場合、上記エのほか、「私設消火栓設置に関する承諾書」（様式20）

キ 貯水槽式給水の場合、貯水槽以下の設備の設計平面図

ただし、専用水道に該当する場合は、上記に加え、専用水道布設工事確認申請書（十和田市専用水道及び簡易専用水道の取扱要綱第2条）も提出

ク 3階直結給水の場合、「3階直結給水事前協議書」（様式25）

ケ 直結増圧式の場合、「直結増圧式給水事前協議書」（様式26）

- コ 水道直結型スプリンクラー設置の場合、「水道直結型スプリンクラー設置条件承諾書」（様式27）
- サ 井戸水等から直結給水への切替する場合、「既設給水設備検査申請書」（様式28）
- シ その他、管理者が必要と認める書類

4 留意事項

- (1) 同一建築物に設置される給水装置でかつ給水方式ごとに1枚とする。
- (2) 建築物を伴わない場合は、一給水装置につき1枚とする。
- (3) 同一敷地内に該当する同一建築物に設置された既設給水装置の撤去工事は、一建築物につき1枚とする。ただし、給水装置所有者が同一であるものに限る。
- (4) 既設給水装置が関係する工事においては、所有者等の確認を行う。その結果、変更が生じる場合は必要な手続きを行う。

5 承認条件

- (1) 撤去工事を行う場合は、加入金の既得権が消滅することを了承している旨を記載し、署名捺印をする。
- (2) 「標準給水栓数」（表Ⅲ－9）を超える等、水圧・水量が不足すると想定される場合において、自己の責任で解決する旨を記載し、署名捺印をする。
- (3) 上記について、主任技術者は申請者に対し、十分な説明を行わなければならない。

8 給水装置工事の同時申請

同時申請とは、同一所有者が既設給水装置を撤去し、新たに給水装置を新設する場合において、既設の給水装置に係る加入金の権利を異動し、新たに設置する給水装置の加入金の権利分として使用できる方法である。

1 次の事項に該当する場合、同一所有者に限り同時申請することができる。

- (1) 既設の給水装置を撤去し、新たに給水装置を設置する場合（同一地でなくても申請可）。
- (2) 水道メーター口径を増径・減径する場合。
- (3) 共同住宅等で、共用の水道メーターを撤去し、個別に水道メーターを新設する場合。

2 同時申請の承認条件

- (1) 撤去及び新設工事の申請日が同日であること。
- (2) 既に撤去されている給水装置との同時申請でないこと。
- (3) 減径の場合、加入金の差額分が生じても還付しないため、撤去工事と同様、加入金の差額分の既得権が消滅することを了承している旨を記載し、署名捺印をする。
- (4) 同時申請の完成書類（撤去及び新設工事）の提出が同日同時であること。
- (5) 上記(4)については、管理者が特別な理由があると認める場合はこの限りではない。

9 水道加入金（条例第30条）

加入金は、専用給水装置の新設工事又は改造工事（給水管の口径を大きくする場合に限る。次項において同じ。）をしようとする者から当該工事の申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込み後に徴収することができる。

2 加入金は、次の表のとおりとする。ただし、改造工事をする場合は、当該工事後のメーターの口径に対応する金額と当該工事前のメーターの口径に対応する金額との差額とする。

3 既に納付した加入金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

表Ⅳ－1 口径別水道加入金

水道メーター 口 径	金 額		
	加入金	消費税(10%)	計
φ 13	40,000	4,000	44,000
φ 20	110,000	11,000	121,000
φ 25	180,000	18,000	198,000
φ 30	260,000	26,000	286,000
φ 40	570,000	57,000	627,000
φ 50	820,000	82,000	902,000
φ 75	1,000,000	100,000	1,100,000
φ 100	2,500,000	250,000	2,750,000
φ 125	3,500,000	350,000	3,850,000
φ 150	5,000,000	500,000	5,500,000

1 加入金の徴収

加入金は給水装置工事の申込みの際に徴収する。ただし、次の事項に該当するときは、申込み後に徴収することができる。

- (1) 給水装置工事の申請者が国又は地方公共団体であって、特別な事由があると認められる場合。
- (2) 地震、風水害又は火災等のため、緊急に給水装置工事の必要が生じた場合。

2 加入金の追徴及び還付

既納の加入金は還付しない。ただし、次の事項に該当するときは、追徴及び還付する。

- (1) 給水装置工事の設計変更により、加入金の額に差額が生じた場合。
- (2) 給水装置工事の申込みを取り消した場合。

3 加入金の免除

次の事項に該当するときは、加入金を免除する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者が給水装置を新設する場合、水道メーター口径13mmに相当する加入金の額。
- (2) 給水装置の所有者が、その所有に係る給水装置を廃止し、給水装置を別に新設するときは、廃止される給水装置の水道メーター口径に相当する加入金の額。

4 貯水槽式の加入金

貯水槽がある場合の加入金は、当該貯水槽以降に設置された各水道メーターの口径に対応する額（水道メーターが設置されていない場合は、各戸又は各箇所の引込管の口径を水道メーターの口径とみなして各戸、又は各箇所ごとに計算した額）の合計額と貯水槽直前に取付けられている水道メーターの口径に対応する額（水道メーターが設置されていない場合は、貯水槽直前の給水管の口径を水道メーターの口径とみなして計算した額）のうち、高い方の額とする。

10 給水装置の工事の申込み等（施行規程第3条第2項）

承認を受けた指定工事業者が、設計又は申請書を変更し、若しくは当該給水装置の工事を取りやめようとするときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置工事の取消し

指定工事業者は申し込みをした給水装置工事を取消す場合は、「給水装置工事施行取消届」（様式10）に以下の書類を添付し、速やかに届け出る。

ア 「水道加入金還付願」（様式11）※加入金納付済みの場合

イ 「水道加入金還付委任状」（様式12）※加入金納入済みで、申請者以外へ還付する場合

ウ 発行済水道加入金納付書※加入金納付書を発行している場合で、納付済の場合は、水道加入金納入通知書兼領収書

エ 給水装置工事施行申請（承認）書※承認済のもの

なお、水栓番号が付番されメーターが取付けられている場合や分岐工事が完了している場合は、取消しはできない。

(2) 給水装置工事の設計変更

給水装置工事の承認後において、工事内容に変更が生じた場合は、変更内容について協議し、必要に応じて関係書類を添付し審査を受けなければならない。

協議を必要とするものは次の場合とする。

ア 被分岐管を変更する場合。

イ 分岐口径を変更する場合。

ウ 水道メーターの位置を大幅に変更する場合。

エ 水栓数が増減する場合。

オ 給水管の延長、埋設位置、又は給水用具の設置位置を大幅に変更する場合。

カ 給水方式を変更する場合。（直圧、貯水槽、併用など）

キ 審査の際に付記した承認条件通り施工できない場合。

ク 完成予定日が大幅に遅れる場合。

ケ その他、管理者が必要とする場合。

(3) 再申請を要する給水装置工事の設計変更

ア 水道メーターの口径に変更が生じた場合。

イ その他、管理者が再審査の必要があると判断した場合。

(4) 留意事項

ア 設計変更の協議及び申込みは、変更部の施工前に行うこと。

イ 承認を受けた給水装置工事の内容を、管理者に承諾なく変更し完成した場合は、給水装置工事のやり直しを命ずる場合があるので、特に注意すること。

1 1 道路占用許可申請

給水管を公道に布設する場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定により、事前に道路管理者に対し許可申請の手続きを行い、道路管理者より占用の許可を受けなければならない。

道路の占用の許可（道路法第32条）

- 1 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
 - 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 2 前項の許可を受けようとする者は、下記の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
 - 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
 - 二 道路の占用の期間
 - 三 道路の占用の場所
 - 四 工作物、物件又は施設の構造
 - 五 工事実施の方法
 - 六 工事の時期
 - 七 道路の復旧方法
- 3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないと認められる軽易なもので、政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

なお、給水装置工事における公道の占用は、主に各戸に引き込むための小規模なものであり軽易な工事として取り扱われる。

工事の計画書の提出を要しない軽易な工事（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第17条）

道路法第36条第1項 ただし書の政令で定める軽易な工事は、各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガス管又は電線で、道路を占用する部分の延長が20mを超えないものの設置又は改修に関する工事とする。

1 道路占用の手続き

- (1) 指定工事業者は、給水装置工事に係る占用について、関係省庁へ申請手続きを行い、許可後に施工しなければならない。
- (2) 申請場所が国道 4・45号・稲生川土地改良区財産の場合は、維持管理・使用料免除の関係から、申請者に代わり管理者が申請をしている。
- (3) 上記の場合においても、事前協議や書類作成、道路工事等は指定工事業者が行わなければならない。
- (4) その他の占用については、指定工事業者が直接申請する。
- (5) 寄附採納にかかる占用を申請する場合は、市に帰属されることから、管理者名義での申請となる。

表Ⅳ－２ 道路等の占用申請先一覧表（参考）

種 別	申 請 先 名 称	所 在 地	備 考
国 道 4・45号	国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 十和田国道維持出張所	〒034-0001 十和田市大字三本木字北平147-475 TEL 0176-23-7138	
上記以外の 国道・県道	上北地域県民局 地域整備部	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 TEL 0176-22-8111	
市道・農道	十和田市 建設部 土木課	〒034-8615 十和田市西十二番町6-1 TEL 0176-51-6731	
土 地 改 良 区 財 産	稲生川土地改良区	〒034-0011 十和田市稲生町1-36 TEL 0176-23-5066	他目的使用
	十和田土地改良区	〒034-0041 十和田市大字相坂字上鴨入135-1 TEL 0176-21-2515	〃
	砂土路川土地改良区	〒034-0107 十和田市大字洞内字後野19-1 TEL 0176-27-2406	〃
	奥瀬堰土地改良区	〒034-0301 十和田市大字奥瀬字中平60-7 TEL 0176-72-2167	〃

※ 市への寄附採納にかかる場合には、管理者名義で申請する。

※ 私道に関しては申請者が利害関係者からの使用承諾を得ること。

2 占用許可申請手続き

(1) 青森河川国道事務所十和田国道維持出張所（国道 4・45号）

青森河川国道事務所十和田国道維持出張所が管理する国道（国道 4・45号）の占用は、維持管理の面から管理者が申請を行っている。ただし、事前協議・書類作成・道路工事等は指定工事業者が行う。

ア 青森河川国道事務所十和田国道維持出張所、管理者の双方と分岐位置・配管経路・提出書類等について事前協議を行う。

イ 青森河川国道事務所十和田国道維持出張所の許可要件に基づき、道路占用許可申請書を作成し、給水装置工事施行申請書へ添付して管理者へ提出する。

ウ 占用許可後、道路工事着工届を作成し、管理者へ提出後、着工することができる。

エ 工事完了後、速やかに「道路工事完了届」を管理者へ提出しなければならない。

※ 提出書類（参考）

- ・ 占用許可申請 …… 位置図・地籍図・平面図・掘削断面図・路面復旧図・現況写真・製品図
- ・ 工事着工届 …… 警察署からの道路使用許可証の写し・施工計画書もしくは工事工程表
工事責任者通知書
- ・ 工事完了届 …… 工事内容及び完了写真

(2) 稲生川土地改良区 【稲生川土地改良区財産】

稲生川土地改良区財産を使用する場合は、稲生川土地改良区からの申し入れにより、使用料・手数料の免除関係上、申請者に代わり管理者が他目的使用申請を行っている。ただし、上記の国道と同様に、事前協議・書類作成・道路工事等は指定工事業者が行う。

また、申請者が直接申請することも可能であるが、使用料・手数料が負荷される。

ア 稲生川土地改良区、管理者の双方と分岐位置・配管経路・提出書類等について事前協議を行う。

イ 稲生川土地改良区の許可要件に基づき、他目的使用申請書を作成し、給水装置工事施行申請書へ添付して管理者へ提出する。

ウ 契約締結後、着工することができる。

※ 提出書類（参考）

- ・ 他目的使用申請 …… 案内図・地籍図・平面図・掘削断面図・現況写真・使用区域の求積図

(3) その他の公道等

上記(1)、(2)以外の道路及び土地を使用するときには、各道路管理者及び土地改良区へ直接申請し、許可後、着工しなければならない。

(4) 私道の占用

ア 給水装置工事申請書の土地使用承諾書へ、土地所有者から署名捺印してもらう。

イ 土地所有者が多数の場合等は、別紙での提出も可とする。

1 2 水栓番号の発行

市は給水装置を管理するために、水栓番号を発行する。

- (1) 給水装置工事申込み後からしゅん工書類提出時に「水道メーター出庫伝票」（様式16）を提出して、水道メーターと合わせて水栓番号の発行を受ける。
- (2) 水栓番号の発行時は、章標 1 枚を受ける。
- (3) 水栓番号の章標は、建築物外部の見やすい場所に貼り付ける。

1 3 中間検査

中間検査とは、給水装置を新設する際、工事用等として給水したい場合に、仮設利用として申請する方法である。

- 1 中間検査を申し込む場合には、給水装置工事施行申請書内の【中間検査「有」】に○印を記入し、中間検査時の設計図を添付し申請すること。
- 2 中間検査を申請した場合には、中間検査時も完成検査と同様の検査手続きを行わなければならない。

1 4 工事完成検査（条例第 7 条第 2 項）

指定工事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

1 検査について

(1) 指定工事業者の社内検査

主任技術者は、給水装置工事完了後、社内検査を行い工事の適否を確認し、市に、竣工図書を揃え工事完成検査を申込み、検査を受ける。

(2) 指定工事業者は舗装復旧を伴う給水装置工事の場合は、舗装本復旧完了後に検査を受ける。

ただし、仮復旧から本復旧までの期間が長い場合は、協議のうえ、仮復旧完了後に検査を受けることができる。

2 しゅん工図書

- (1) 「給水装置工事検査申請書」（様式13）
- (2) 「給水装置工事完成図」（様式14）
- (3) 「給水装置工事記録写真帳」（様式15）
- (4) 「給水装置工事自社確認検査報告書」（様式18）
- (5) 「水道メーター出庫伝票」（様式16）※新設する水道メーターがある場合
- (6) 「水道メーター入庫伝票」（様式17）※撤去する水道メーターがある場合
- (7) 「給水装置設置完了届」（様式19）（新たに使用開始する場合）
- (8) その他、管理者が必要と認めた書類

3 検査区分

(1) 写真検査

- ア 給水装置を撤去する工事
- イ メーター下流側から、末端給水栓までの改造工事（給水装置の一部撤去・増設・切廻し）
- ウ 仮設工事

(2) 現地検査

- ア 新設工事
- イ 分岐箇所からメーター下流側継手までの間で行う配管工事（道路・通路を含む。）
- ウ メーター下流側で建築物の改築・建替えて給水装置を一新する工事
- エ 3階以上建築物給水又は口径25mm以上の工事及び貯水槽工事（改造工事含む。）
- オ メーター下流に設置した新たな建築物に対しての改造工事
- カ その他、市が必要と認めた工事（無届工事・井戸配管再利用等）

4 検査内容

(1) 現地確認項目

- ア 露出している給水器具等の取付け状況及び使用材料認証品の確認
- イ クロスコネクション（誤接合）の確認
- ウ 水道メーター経由の確認
- エ 水抜栓の取付け状況

(2) 写真検査及び現地検査の共通確認項目

- ア 給水装置工事の設計図書としゅん工図書との照合
- イ 分岐止め工事と使用材料認証品の確認
- ウ 給水管の埋設深度及び埋戻し状況
- エ 保温・保護・防護工及び配管状況
- オ 使用材料認証品の確認
- カ 水栓番号章標の取付け状況
- キ 分岐部及び止水栓・メーターのオフセット
- ク メーター位置・止水栓・逆止弁・水抜栓の取付け状況及び作動状況
- ク 耐圧試験（水圧試験）の状況（常圧測定含む）
- コ 水質（残留塩素等）の状況
- サ 分岐・分岐止め施工部の状況
- シ 路面復旧状況

(3) 集合住宅等シャフト内メーター設置の場合の追加確認項目

- ア 給水主管最上部の吸排気弁及び止水器具の取付け状況と点検スペースの状況
- イ 給水主管仕切弁の取付け状況
- ウ メーター室の施錠状況、スペース、止水栓、逆止弁の配管状況及び排水状況
- エ メーターの保温状況と共用電源の確認
- オ 増圧設備、減圧式逆流防止器の取付け状況
- カ 警報装置、緊急連絡先等標示板の設置状況及び維持管理状況
- キ 共用水栓の設置状況
- ク 併用給水方式の給水系統を識別する標示板の設置状況

(4) 貯水槽式給水の場合の追加確認項目

- ア 警報装置、緊急連絡先等標示板の設置状況及び維持管理状況
- イ 併用給水方式の給水系統を識別する標示板の設置状況
- ウ 貯水槽廻りの点検スペースの状況
- エ 吐水口空間・オーバーフロー管や水抜管等の配管状況

5 耐圧試験

- (1) 水圧試験における試験水圧及び加圧時間は次の表のとおりとする。

表Ⅳ－３ 水圧試験における試験水圧及び加圧時間

	試験水圧	加圧時間
新設する給水装置	1.00MPa	1分以上
既設の給水装置	0.75MPa	〃
井戸水等から上水への切替え	0.75MPa	〃
貯水槽式給水から直結式給水への切替え	0.75MPa	〃
配水管	1.00MPa	5分以上

- (2) 耐圧試験に使用する圧力ゲージは、外径100mm・2MPa標示（JISB7505）とする。
- (3) 社内検査で行う耐圧試験は、本管との接続前に行い、耐圧試験は水圧で行うこと。

6 水質の確認

- (1) 水質確認は、臭気・味・色・濁りを観察によって異常がないことを確認すること。
- (2) 残留塩素濃度については、DPD試薬を使用し、0.1mg/L以上であることを確認すること。

7 検査に係る手数料

給水装置工事の完成検査手数料は、給水装置工事の種類により次のとおりとする。

工 事 内 容	検 査 手 数 料	備 考
新 設 工 事	水道メーター 1 箇所につき500円	中間検査
改 造 工 事		
撤 去 工 事		
分 譲 工 事	分岐 1 箇所につき500円	宅内給水引込・私設消火栓

※ 給水装置工事の完成検査手数料は、月末に件数を集計し、指定工事業者ごとに徴収する。
(検査料は、条例第32条 第1項 (3)による)

1 5 完成図

完成図は、平面図・立面図を基本とし、必要に応じ断面図又は詳細図を作成する。また、将来の維持管理の基本となるので、以下の項目に留意し正確に作成すること。

1 図面上の表示

- (1) 方位は原則として北を上を作成し、方位を明記する。作成上困難な場合は、この限りではない。
- (2) 図面の縮尺は、平面図1/100～1/200を基本とし1/500までで適宜作成する。
- (3) 図面上の表示記号は「Ⅳ－1 6 給水装置工事の図面に用いる記号」を参照のこと。
- (4) 新設部分は赤実線とし、既設は点線で表記する。

2 図面の種類

(1) 平面図

- ア 工事の内容が詳細に分かるように、宅地の大きさ建築物の外形や平面配置図、各階平面図、給水栓の設置位置などを図示する。
- イ 管種・口径を記入すること。
- ウ 分岐した場合は、オフセットを記入すること。オフセットは原則、別方向から3か所以上とし、なるべく道路を横断しない不動のものからとること。
- エ 水道メーターより一次側の既設管へ接続した場合、埋設深さ、オフセットを記入すること。
また、同時申請等の場合、既設管に係る既設水栓番号を明記すること。
- オ 共用管等の場合、区別するため他水栓番号・口径等を明記すること。
- カ 埋設シート・探知ワイヤーを布設している箇所を明記すること。
- キ 水道メーター口径・逆止弁の製造会社・型式を記入すること。
- ク 異水（井戸水等や貯水槽以降）の配管がある場合、青色等で表記する。
- ケ 特殊器具（吐水口空間がない器具）を使用する場合、器具名・型式・認証機関名を明記すること。
- コ 申請者以外の所有する土地等がある場合、所有者情報を明記すること。

(2) 立面図

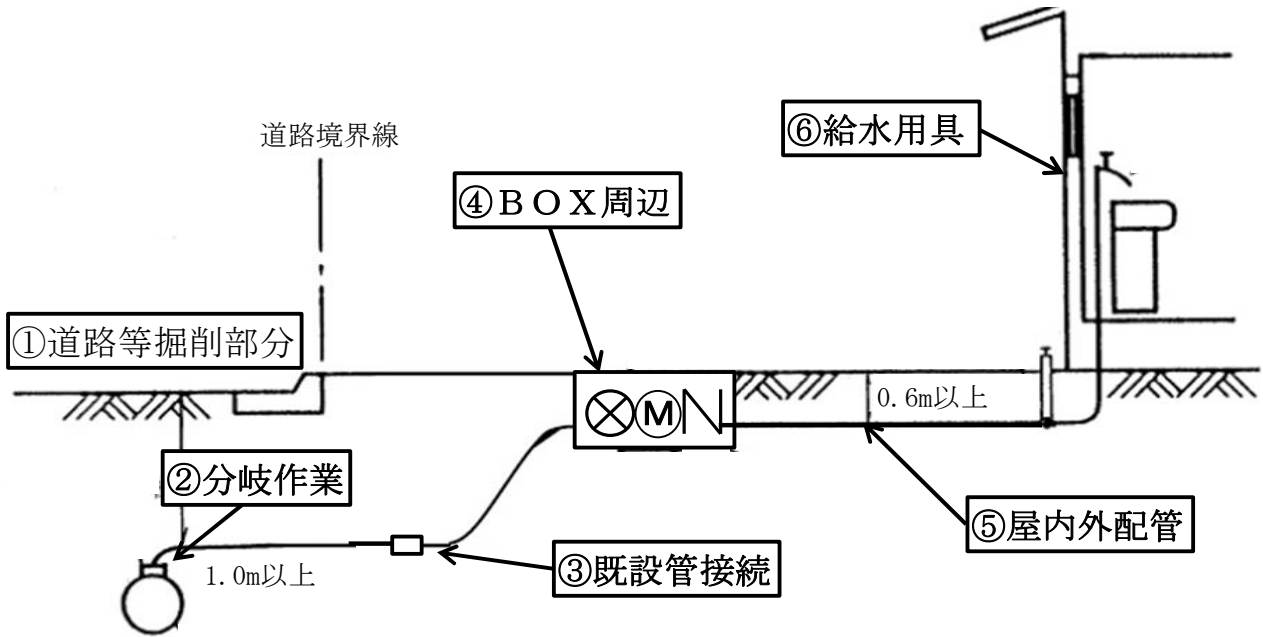
- ア 分岐部からメーターまでの配管状況を45度の角度で立体的に分かりやすく作図し、施工する管の種類、口径、延長を記入すること。ただし、3階直結給水等の場合や、管理者が指示した場合、メーター以降の配管も作図すること。
- イ 埋設深さ・布設位置・道路幅・他埋設物等をわかりやすく記入すること。

(3) 断面図

- ア 分岐や通路部分等を横断する場合は記入すること。
- イ 配管位置・埋設深さ・埋設シート・埋設物（側溝・不明管・ガス管）との距離を明記すること。

(4) 工事写真の整理

工事記録写真は、施工年月日と施工内容を表示し写真に入れるとともに、工程毎に整理すること。



状況	作業写真	状況	作業写真
① 掘削	・ 着工前現地状況 ・ 掘削状況 ・ 配水管種確認 ・ 埋設深さ確認 ・ 探知ワイヤー・埋設シート ・ 埋戻し状況 ・ 路面復旧状況	② 分岐	・ 器具取付状況 ・ 耐圧試験（1.0MPa） ・ 穿孔刃確認 ・ 穿孔状況 ・ 切片確認 ・ コア挿入前後（DIPのみ） ・ 残留塩素による水道管確認 ・ 防食対策 ・ 分岐箇所のおフセット確認
③ 接続	・ 管種確認 ・ 埋設深さ確認 ・ 接続状況 ・ 埋戻し状況 ・ 接続箇所のおフセット確認	④ BOX	・ メーターボックスの設置状況 ・ メーターボックスの開閉方向 ・ 止水栓、逆止弁の設置位置、方向 ・ 水道メーターの方向確認
⑤ 配管	・ 埋設深さ確認 ・ 布設経路状況 ・ 探知ワイヤー（水道メーターまで） ・ 水抜栓取付箇所 ・ 基礎貫通部 ・ 各系統への分岐状況 ・ 立上り管	⑥ 給水用具	・ 各器具の接続部分 ・ 器具の設置状況 ・ 器具の製造会社、型式、認証マーク等 ・ 吐水口空間の確認
自社 検査	・ 耐圧試験（1.75MPaで1分間保持） ・ 常圧測定 ・ 水質確認 （残留塩素濃度が、0.1mg/L以上）	その他	貯水槽 吐水口空間、排水口空間、 定水位弁、耐震用配管、銘板 増圧器具 器具の設置位置、周辺配管状況、 器具の製造会社・型式・認証マーク

※その他、管理者が必要とする写真は、別途提出すること。

16 給水装置工事の図面に用いる記号

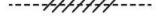
1 管種の表記

管 種	表 記	沿 革
石綿セメント管	ACP	昭和49年度まで使用
水道用硬質塩化ビニル管	VP	平成7年度まで使用 (RR継手は平成11年度まで使用)
铸铁管	CIP	昭和44年頃まで使用
水道用ダクタイル铸铁管 (内面：平成16年よりエポキシ樹脂粉体塗装、それ以前はモルタルライニング)	DIP (A)	平成10年度まで使用
	DIP (K)	φ300以下は平成11年度から使用
	DIP (NS)	平成12年度から使用
	DIP (GX)	平成24年度から使用
	DIP (NE)	平成30年度から使用
水道配水用ポリエチレン管	HPPE	平成17年度から使用
水道用ポリエチレン二層管	PP	平成4年頃から使用（それ以前は一層管）
亜鉛めっき鋼管	SGP	さや管等に使用
水道用耐衝撃性 硬質塩化ビニル管	HIVP	給水用に使用
水道用ステンレス鋼管	SUS	〃
架橋ポリエチレン管	XPEP	〃
ポリブデン管	PBP	〃
水道用硬質塩化ビニル ライニング鋼管	SGP-VB	内面被覆：屋内・屋外露出配管用
	SGP-VD	内外面被覆：地中埋設管用
水道用ポリエチレン紛体 ライニング鋼管	SGP-PB	内面被覆：屋内・屋外露出配管用
	SGP-PD	内外面被覆：地中埋設管用

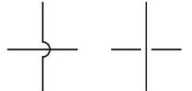
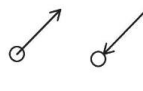
2 弁栓類・給水用具等

	表示記号	名 称	表示記号
止 水 栓		サドル付分水栓	
逆 止 弁	N	割 T 字 管（F 型）	
水道メーター		割 T 字 管（上記以外）	
仕 切 弁		給水栓類	
排 泥 弁		湯水混合栓	
地上式消火栓		特殊器具	
空 気 弁		フラッシュバルブ	
減 圧 弁		ボールタップ	
定水位弁		不凍給水栓	
増圧ポンプ類		水抜栓	
スプリンクラー		ヘッダー	

3 工事別の表示記号

配水管・給水管	新設		保温材巻き付け部	
	既設		さや管	
撤去・廃止管			口径変更	
既設管接続部分			キャップ止	

4 その他参考

管の交差		立上り・立下り	
断面図切断部分		出入口	